

一般的意見第 19

社会保障に対する権利（第 9 条）¹

UN Doc.E/C.12/GC/19

2007 年 11 月 23 日採択

I. 序

1. 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（規約）の第 9 条は、「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める」と規定する。社会保障に対する権利は、規約上の権利を完全に実現する能力を奪われた環境に直面する時に、あらゆる人のために人間の尊厳を保障するため最も重要なものである。

2. 社会保障に関する権利には、とりわけ、(a) 傷病、障がい、妊娠、業務上の負傷、失業、老齢、又は家族の死、を原因とする職業に関連した収入の不足、(b) 負担することができない保健へのアクセス、(c) 特に子ども及び成人の被扶養者に対する不十分な生活扶助、から保護することを保障するために、現金であろうと現物であろうと、差別なく、給付にアクセスし、及び維持する権利を含む。

3. 社会保障は、その再配分という性質を通じて、社会的排除を防止し、かつ、社会的一体性を促進しながら、貧困削減及び貧困軽減において重要な役割を果たす。

4. 第 2 条 1 項に従い規約の締約国は、社会保障に対する何らの差別もなくあらゆる人の権利を完全に実現するために、最大限利用可能な資源の範囲内で、効果的な措置をとり、かつ、必要な時には定期的にその措置の修正を行わなければならない。規約第 9 条の文言は、社会保障給付を提供するために利用される措置が狭い範囲に限定されてはならず、かつ、少なくともすべての人々にこの人権の最小限の享受を保障しなければならないことを示している。これらの措置には以下が含まれる。

(a) 社会保険のような、拠出制もしくは保険ベースであるスキームで、第 9 条に明確に言及されているもの。通常、公的基金からの給付の支払い、及び行政の支出と共に、

¹ 2007 年 11 月 23 日採択。

受給者、雇用者、および時には国家からの義務的な拠出が含まれる。

(b) 普遍的なスキーム（関連する手当を、特別なりスク又は不測の事態にあった、原則としてすべての者に提供するスキーム）、又は重点的な社会支援スキーム（必要性のある状況にいる人が給付を受け取る場合）といった無拠出制のスキーム。ほぼすべての締約国で、あらゆる人が保険に基づいた制度を通じて十分にカバーされることは見込めないため、無拠出制スキームが必要とされることになる。

5. 社会保障のその他の形態も容認しうるものであり、(a) 民間で運営されるスキーム、及び (b) 自助の又は地域社会に基づいた、あるいは相互的スキームのようなその他の方法、が含まれる。いずれの制度が選択されるにせよ、その制度は、社会保障に対する権利の本質的な要素に適合したものでなければならず、及び、その限りにおいて社会保障に対する権利に貢献するよう考察され、かつ、この一般的意見に従って締約国により保護されるべきである。

6. 社会保障に対する権利は、国際法において強固に支持されてきた。社会保障の人権的側面は、1944年のフィラデルフィア宣言の中に明確に示されており、「基本収入を与えて保護する必要のあるすべての者にこの収入を与えるように社会保障措置を拡張し、かつ、広範な医療給付を拡張すること」が求められる²。1948年の世界人権宣言で、社会保障は人権であると認められており、第22条では「すべての者は、社会の構成員として、社会保障についての権利を有し」と述べられ、第25条1項ではすべての者が「失業、疾病、心身障がい、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利」を有すると述べられている。権利は、後に国際人権条約³、及び地域人権条約⁴の内に組み込まれた。2001年には、政府、雇用者及び労働者の代表からなる国際労働会議が、社会保障は「基本的人権であり、社会的団結を作り出すための基本的手段である」と確認した⁵。

² ILO 憲章附属書、国際労働機関(ILO)の目的に関する宣言第3項(f)。

³ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約第5条(e)(iv)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第11条1項(e)・第14条2項(c)、及び、子どもの権利に関する条約第26条。

⁴ 社会保障に対する権利への明示的な言及として、人の権利及び義務の米州宣言 XVI 条、経済的、社会的及び文化的権利の分野における米州人権条約に対する追加議定書（サン・サルバドル議定書）第9条、ヨーロッパ社会憲章（及び1996年改正社会憲章）第12条、13条、14条を参照。

⁵ 国際労働会議第89会期、社会保障に関する社会保障委員会報告、決議及び決定。

7. 経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会（社会権規約委員会）は、現在、公的な社会保障へのアクセスを欠く地球上の人口の大多数（約 80%）が、社会保障そのものにアクセスするレベルが極めて低いことを懸念している。この 80%のうち 20%は最貧困層で暮らしている⁶。

8. 規約の実施を監視する間、委員会は、十分な社会保障へのアクセスへの拒絶又は欠如が、多くの規約上の権利の実現を阻害することに、一貫して懸念を表明してきた。委員会はまた、締約国の報告の審査期間のみならず、一般的意見及び様々なステートメントの中でも、一貫して社会保障に対する権利を取り上げてきた⁷。締約国による規約の実施、及び報告義務の履行を支援するため、本一般的意見は、社会保障に対する権利の規範内容（第 II 部）、締約国の義務（第 III 部）、違反（第 IV 部）、及び国内レベルの実施（第 V 部）に焦点をあわせる。締約国以外の主体の義務については、第 VI 部で扱われる。

II. 社会保障に対する権利の規範内容

9. 社会保障に対する権利には、公的に得たものか民間で得たものかに関わらず、現行の社会保障の適用範囲に恣意的及び不合理な制限を課されない権利、ならびに社会的リスク及び不測の事態からの十分な保護を等しく享受する権利が含まれる

A. 社会保障に対する権利の要素

10. 社会保障に対する権利は、様々な条件によって異なるのであるが、以下に述べるいくつかの本質的な要素は、いかなる状況でも適用される。これらの側面を解釈する際には、社会保障は本来、経済上又は財政上の政策の単なる手段としてではなく、社会財として扱われるべきであることを心に留めておくべきである。

⁶ Michael Cichon and Krzysztof Hagemeyer, “Social Security for All: Investing in Global and Economic Development. A Consultation”, *Issues in Social Protection series, Discussion Paper 16*, ILO 社会保障局、ジュネーブ、2006 年。

⁷ 障がいのある人についての一般的意見第 5 (1994 年)、高齢者の経済的、社会的及び文化的権利についての一般的意見第 6 (1995 年)、十分な食料に対する権利(第 11 条)についての一般的意見第 12、到達可能な最高水準の健康に対する権利 (第 12 条) についての一般的意見第 14(2000 年)、水に対する権利(第 11 条及び第 12 条)に関する一般的意見第 15 (2002 年)、あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利 (第 3 条) についての一般的意見 16 (2005 年)、労働の権利(第 6 条)についての一般的意見 18(2005 年)を参照。委員会によるステートメント：社会権規約選択議定書の「最大限利用可能な資源」に関して措置をとる義務の評価 (E/C.12/2007/1) も参照。

1 利用可能性 — 社会保障システム

1 1. 社会保障に対する権利はその実施のため、システムが、単一のスキームで構成されていようとあるいは多様なスキームで構成されていようと、関連する社会的リスク及び不測の事態に対し給付が支給されることを確保するために利用可能であり、かつ、適切に機能していることを必要としている。このシステムは国内法に基づいて設定されるべきであり、国家の諸機関は、システムの実効的な管理又は監視に対して責任を負わなければならない。スキームも、現在及び将来の世代に対して権利が実現され得ることを確保するため、年金支給に関するスキームを含め、持続可能であるべきである。

2. 社会的リスク及び不測の事態

1 2. 社会保障システムは、以下、社会保障の 9 つの重要な派生分野を認める⁸。

(a) 保健医療

1 3. 締約国は、あらゆる人に対して保健サービスへの十分なアクセスを提供するため、保健システムが確立されることを保障する義務を負う⁹。保健システムが民間の又は官民混合のプランであることが予見される場合、このようなプランは、本一般的意見に示された本質的な要素に合致した、負担可能なものであるべきである¹⁰。委員会は、例えば HIV/AIDS、結核及びマラリアのような地域偏在性のある病気との関連で、社会保障に対する権利の格別な重要性に、及び予防上ならびに治療上の措置へのアクセスを提供する必要性に注目する。

(b) 傷病

14. 現金給付は、健康を害しているために働くことができない人に対し、収入が得られな

⁸ 特に、社会保障（最低基準）に関する ILO102 号条約（1952 年）参照。この条約は、2002 年、当時の要求及び状況に応える文書として ILO 理事会で承認された。このカテゴリーはまた、ILO 海事労働条約（2006 年）の第 4.5 規則、第 4.5 基準（規範 A）で、政府、労働組合、雇用者の代表によっても確認されている。委員会の、1991 年国家報告改訂一般ガイドラインはこのアプローチにしたがっている。女性差別撤廃条約第 11 条、第 12 条、第 13 条も参照。

⁹ 到達可能な最高水準の健康に対する権利（第 12 条）に関する一般的意見第 14（2000 年）。対象には、原因のいかんを問わずあらゆる病的状態、ならびに妊娠、分娩及びこれらの結果、病院への収容と共に一般及び専門の医療が含まれる。

¹⁰ 前出パラグラフ 4、及び後出パラグラフ 23～27 を参照。

い期間をカバーするために支給されるべきである。長期にわたり傷病に苦しむ人は、障がい給付の受給資格を得るべきである。

(c) 老齢

15. 締約国は、高齢者に一定の年齢で給付を支給し始める社会保障スキームを創設し、国内法に規定されるために適切な措置をとるべきである¹¹。委員会は、締約国が、とりわけ職業の性質、危険な業務における特殊な労働、及び高齢者の労働能力を考慮に入れた、国内の状況に合った退職年齢を設定すべきであることを強調する。締約国は、利用可能な資源の範囲内で、国内法令に規定された退職年齢に達した時に、負担の資格取得期間を満たしておらず、もしくは他の老齢保険型年金あるいはその他の社会保障給付又は支援の資格を有していない、なおかつその他の収入源も持たないあらゆる高齢者に対して、無拠出制の老齢給付、社会サービスおよびその他の支援を提供すべきである。

(d) 失業

16. 締約国は、完全で生産的かつ自由に選択した雇用の促進に加えて、適当な雇用を得ること、又は継続することができない結果の収入の喪失、及び不足をカバーするための給付を支給するよう努力しなければならない。雇用を失った場合には、十分な期間にわたり、及び期間の満了まで給付が支払われるべきであり、社会保障制度は、例えば社会扶助を通じて、失業した労働者の十分な保護を確保すべきである。社会保障制度はまた、パートタイム労働者、臨時雇い労働者、季節労働者、及び自営業者を含めたその他の労働者、ならびにインフォーマル経済における非典型的な労働形態で働く人々もカバーすべきである¹²。給付は、公衆衛生上の又はその他の緊急事態の間、出勤しないよう要請された人々が収入を喪失した期間をカバーするために支給されるべきである。

(e) 業務災害

17. 締約国はまた、雇用又はその他の生産的労働の最中に負傷した労働者の保護を確保すべきである。社会保障制度は、負傷又は疾病による出費及び収入の喪失、ならびに配偶者又は扶養家族が、一家の稼ぎ手の死亡の結果として被る扶養の喪失をカバーすべきである¹³。十分な給付は、収入の保障を確保するために、保健医療へのアクセス及び現金給付の形を

¹¹ 高齢者の経済的、社会的及び文化的権利に関する一般的意見第 6 (1995 年) を参照。

¹² 後出パラグラフ 29～39 に定義するとおり。

¹³ 業務災害給付に関する ILO121 号条約 (1964 年) を参照。

とって提供されるべきである。給付の受給資格は、雇用の長さ、保険の期間又は負担金の支払いを条件にして与えられるべきではない。

(f) 家族及び子ども支援

18. 家族のための給付は、規約第 9 条及び第 10 条の、子ども及び成年の被扶養者の保護に向けた権利を実現するために非常に重要である。給付を支給するにあたり、締約国は、子ども、及び子ども又は成年の被扶養者の扶養について責任を有する者の資力及び事情、ならびに、子ども又は成年の被扶養者によってもしくはそれらに代わって行われる給付の申請に関する他のあらゆる事情を考慮に入れるべきである¹⁴。家族及び子どもへの給付は、現金給付及び社会サービスを含め、禁止事由による差別なく家族に支給されるべきであり、かつ通常、食料、衣料、住居、水及び衛生、もしくは必要に応じてその他の権利をカバーする。

(g) 母性

19. 規約第 10 条は「働いている母親には、有給休暇、又は十分な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである」とはっきりと規定している¹⁵。有給の母性休暇は、非典型的労働にかかわっている人たちを含め、あらゆる女性に認められるべきであり、給付は十分な期間にわたり支給されるべきである¹⁶。周産期、分娩及び出産後のケア、ならびに必要な場合には病院でのケアを含め、女性及び子どもに対し適切な医療給付が、提供されるべきである。

(h) 障がい

20. 障がいのある人に関する一般的意見第 5 (1994 年) において委員会は、障がい及び障がいに関係した要因のために、一時的に収入を喪失し又は削減を経験し、雇用機会を否定され、もしくは不可逆的な障がいのある人に対して、十分な所得支援を提供することの重要性を強調した。このような支援は、品位のある方法で¹⁷提供されるべきであり、かつ、

¹⁴ 子どもの権利に関する条約第 26 条。

¹⁵ 委員会は、母性保護に関する ILO183 号条約 (2000 年) が、母性休暇は 14 週間を下回らない期間であるべきであり、6 週間の産後の強制的な休暇期間を含むとしていることに注目する。

¹⁶ CEDAW 第 11 条 2 項(b) を参照。

¹⁷ 障がいのある人々を施設に収容することは、その他の理由のために必然的に生じたので

援助、及びしばしば障がい付随する他の出費に対する特別な必要性を反映している。提供された支援は、家族の構成員及びその他の私的な介護者をカバーすべきである。

(i) 遺族及び遺児

21. 締約国はまた、社会保障の適用を受ける又は年金受給権を有している一家の稼ぎ手の死亡に際し、遺族及び遺児に対して給付の支給を確保しなければならない¹⁸。給付は、特に葬儀への出費が法外に高い締約国では、葬儀費用をカバーすべきである。遺族及び遺児は、差別の禁止事由に基づいて、社会保障スキームから締め出されてはならず、かつ、特に HIV/AIDS、結核及びマラリアのような地域偏在性のある病気により数多くの子ども又は高齢者が、家族及び共同社会の支援がないままにされている場合には、社会保障スキームにアクセスするにあたっての援助が与えられるべきである。

3. 妥当性

22. 給付は、現金であろうと現物であろうと、規約第 10 条、第 11 条、第 12 条の条項に含まれる、すべての人が彼又は彼女の家族を保護かつ支援する権利、十分な生活水準に対する権利、及び保健医療への十分なアクセスの権利を実現するために、量及び期間において十分なものでなければならない。締約国はまた、給付の水準及び給付が支給される形態にいかなる有害な影響をも及ぼさないために、規約前文にある人間の尊厳の原則及び無差別の原則を、十分に尊重しなければならない。実際に適用される手法は給付の妥当性を確保すべきである。妥当性の基準は、受給者が、自らの規約上の権利を実現するために必要とする物品及びサービスを購入することができることを確保するために、定期的に監視されるべきである。人が収入不足をカバーするための給付を支給する社会保障スキームに拠出を行う場合は、収入、支払われた拠出金と、関連する給付の総額との間に合理的な関係性が存在すべきである。

4. アクセス可能性

(a) 対象

ない限りは、規約第 6 条および第 7 条により義務づけられた労働を確保するために障がいのある人々を支援するための、社会保障、及びそのような人々の所得援助の権利、ならびにリハビリテーション及び雇用の援助への代わりとして適切とみなすことはできない。

¹⁸ 委員会はまた、子どもが生活保障に対する権利を有していることに注目する。子どもの権利に関する条約第 26 条を参照。

23. あらゆる人、特にもっとも不利な条件におかれかつ周縁化された集団に属する個人は、規約の第 2 条 2 項で禁じられたいかなる事由による差別も受けることなく、社会保障システムで保護されるべきである。皆保障を確保するために、拠出を要件としないスキームが必要とされることになる。

(b) 適格性

24. 給付の受給資格は妥当で均整が取れたかつ透明なものでなければならない。給付の取り消し、削減又は差止めは制限され、適正手続を条件とした合理的な根拠に基づいたかつ国内法に規定されたものであるべきである¹⁹。

(c) 負担可能性

25. 社会保障スキームが拠出を必要とする場合には、それらの拠出は事前に規定されるべきである。拠出をなすことに付随する直接的かつ間接的な費用及び負担は、負担可能なものでなければならない。かつ、規約上の権利の実現を損なってはならない。

(d) 参加及び情報

26. 社会保障スキームの受給者は、社会保障システムの運営への参加が可能でなければならない²⁰。そのシステムは国内法に基づいて創設され、及びあらゆる社会保障上の受給資格に関する情報を、明瞭かつ透明な方法で、求め、受領しかつ開示する個人の及び組織の権利を確保すべきである。

(e) 物理的なアクセス

¹⁹ 委員会は、雇用の促進及び失業に対する保護に関する ILO168 号条約(1988 年)に基づいて、特定の状況においてのみとることができる以下の行為に注目する。すなわち、その者が国の領域内にいないこと；権限のある機関が、当事者が自己の責めに帰すべき理由により解雇された及び正当な理由なく自発的に離職したと決定したこと；その者が労働争議のために働くことを妨げられた期間；その者が不正に給付を受けようとし又は受けた場合；その者が職業紹介、職業指導、訓練、再訓練又は適切な仕事への再配置のために利用し得る便宜を正当な理由なく利用しなかった場合；又はその者が当該加盟国の法令に定める収入維持のため、給付の停止される部分が当該他の給付を超えないことを条件として、家族給付以外の他の給付を受給していること。

²⁰ 社会保障（最低基準）に関する ILO102 号条約(1952 年)の第 71 条及び第 72 条は、同様の条件を規定している。

27. 給付金は、時宜にかなった方法で支給されるべきであり、及び受給者は、給付及び情報にアクセスするために、社会保障に対する物理的アクセスを有し、かつ、関連する場合には拠出をなすべきである。この点において障がいのある人、移住者、及び人里離れた又は災害の起こりやすい地域、ならびに武力紛争が起こっている地域で生活している人々に対しては、そのような人々もまたこうしたサービスにアクセスできるよう、特別の注意が払われるべきである。

5. 他の権利との関係

28. 社会保障に対する権利は、規約の多くの権利の実現を支援するにおいて重要な役割を果たしているが、社会保障に対する権利を実現するためには、その他の措置も必要である。たとえば、締約国は、規約の第 6 条にしたがって、怪我をした人及び障がいのある人のリハビリテーションのための社会サービスを提供すべきであり、子どもに対する保護及び福祉、家族計画に関する助言及び支援、ならびに障がいのある人及び高齢者に対する特別な施設の用意を提供すべきであり（第 10 条）、貧困や社会的排除に取り組み、及び社会サービスへの支援を提供するための措置をとるべきであり（第 11 条）、かつ、疾病を予防し、医療施設、機器、サービスを改良するための措置を採択すべきである（第 12 条）²¹。締約国はまた、たとえば小規模農家に対する農作物被害又は自然災害保険²²、又はインフォーマル経済における自営業者に対する生活保護といった、不利な条件におかれかつ周縁化された集団に属する個人に社会的保護を提供するスキームを検討すべきである。

B. 幅広く適用される特別な事項

1. 無差別及び平等

29. 社会保障に対する権利が、差別なく（規約第 2 条 2 項）かつ男女間で平等に享受されること（第 3 条）を補償する締約国の義務は、規約第Ⅲ部のあらゆる義務に浸透している。規約はしたがって、社会保障に対する権利の平等な享受又は行使を、無効化し若しくは害

²¹ 社会保障原則、ILO 社会保障シリーズ第 1 号(1998 年)14 ページ、及び、障がいのある人に関する一般的意見第 5 (1994 年)、高齢者の経済的、社会的及び文化的権利に関する一般的意見第 6 (1995 年)、十分な食料に対する権利(第 11 条)に関する一般的意見第 12(1999 年)、教育に対する権利(第 13 条)に関する一般的意見第 13(1999 年)、到達可能な最高水準に対する権利(第 12 条)に関する一般的意見第 14 (2000 年)、水に対する権利(第 11 条及び第 12 条)に関する一般的意見第 15(2002 年)、及び労働の権利(第 6 条)に関する一般的意見第 18(2005 年)を参照。

²² 社会保障原則、ILO 社会保障シリーズ第 1 号 29 ページ。

する意図又は効果を持って、人種、皮膚の色、性²³、年齢²⁴、言語、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生、身体的又は精神的障がい²⁵、健康状態（HIV/AIDSを含む）、性的指向、及び市民的、政治的、社会的又はその他の地位に基づいたいかなる差別も、法律上であれ事実上であれ、直接的であれ間接的であれ、禁止する。

30. 締約国は、個人が十分な社会保障にアクセスできない場合にも、禁止事由に基づく事実上の差別を排除すべきである。締約国は、法令、政策、計画及び資源の割当により、社会のあらゆる構成員が、第Ⅲ部に従って、社会保障にアクセスしやすくなることを確保すべきである。社会保障スキームへのアクセスに関する制限は、制限が法律上又は事実上の差別をしていないことを確保するために審査されるべきである。

31. すべての者が社会保障に対する権利を有している一方で、締約国は、この権利を行使する際に伝統的に困難に直面する個人や集団、特に女性、失業者、社会保障により適切に保護されない労働者、インフォーマル経済で働いている人々、病気又は怪我をした労働者、障がいのある人、高齢者、子ども及び成人の被扶養者、家内労働者、在宅形態の労働者²⁶、少数民族、難民、庇護申請者、国内避難民、帰還民、国民以外の人、受刑者及び拘留者、に特別な注意を払うべきである

2. ジェンダーの平等

32. あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享受に対する男女平等の権利(第3条)に関する一般的意見第16(2005年)で委員会は、第9条に関連づけて第3条を実施することは、とりわけ、男女双方にとって義務的な退職年齢を平等化すること、女性が公的及び民間の年金スキームから平等な給付を受け取ることを確保すること、ならびに女性に対する十分

²³ あらゆる経済的、社会的及び文化的権利の享有に対する男女平等の権利(第3条)に関する一般的意見第16(2005年)を参照。

²⁴ 一般的意見第6を参照。委員会は年齢に基づいてなすことができるある種の区別、たとえば年金の受給資格、に注目する。根底にある重要な原則は、ある状況下では禁止事由に基づいた何らかの区別であっても、妥当かつ正当であるとせざるを得ないということである。

²⁵ 一般的意見第5を参照。

²⁶ 在宅形態の労働者とは、報酬のために、雇用者もしくは類似の企業又は活動のために仕事をする人である。在宅形態の労働に関する条約についてのILO177号条約(1996年)を参照。

な出産休暇、男性に対する父親休暇、及び男女双方に対する育児休暇を十分に保障することを要求しているということに注目した²⁷。給付を拠出に関連づける社会保障スキームでは、締約国は、女性がこのようなスキームへの平等な拠出を行うことを妨げる要因（例えば家族への責任を理由にした断続的な就労参加及び不平等な賃金成果）を撤廃するために措置をとる、又はこのスキームが年金給付額の算定方式の設計にこのような要素を考慮に入れることを（例えば、子育ての期間、又は年金受給との関連で成人の扶養家族の面倒を見る期間を考慮することにより）確保するべきである。男女の平均寿命の違いはまた、給付の受給（特に年金の場合）における直接又は間接的な差別につながる可能性があり、したがってスキームの設計の際に考慮される必要がある。拠出を伴わないスキームも、女性は、男性より貧しい暮らしに陥りがちであり、及びしばしば育児に対して単独の責任を負っているという事実を考慮に入れるべきである。

3. 社会保障で不十分にしか保護されない労働者（パートタイム、臨時雇用、自営業及び在宅形態の労働者）

33. 社会保障システムが、パート従業員、臨時雇用者、自営業者及び在宅労働者を含む、社会保障で不十分にしか保護されない労働者をカバーすることを確保するために、締約国は、利用可能な資源の最大限で措置をとらなければならない。このような労働者に対する社会保障スキームが職業活動に基づいている場合には、常勤労働者に匹敵した同等の条件を享受できるように構成されるべきである。業務災害の場合を除き、これらの条件は労働時間、拠出又は賃金に比例して、もしくはその他の適切な方法を通じて決定され得る。このような職業に基づいたスキームがこれらの労働者に十分な保障範囲を提供しない場合には、締約国が補完的な措置を導入することが必要となる。

4. インフォーマル経済

34. 締約国は、社会保障システムがインフォーマル経済で働いている人々をカバーすることを確保するために、利用可能な資源の最大限で措置をとらなければならない。インフォーマル経済は、国際労働総会により「法またはその執行上、正規に法が適用されない、あるいは適用が不十分な労働者及び事業体によるあらゆる経済活動」と定義された²⁸。この措置をとる義務は、社会保障システムが正式な雇用関係、事業単位、又は登録された住居に基礎を置いている場合にはことさら重要である。措置には、(a) このような人々が、地域

²⁷ 規約第 10 条は、「働いている母親には、有給休暇又は相当な社会保障給付を伴う休暇が与えられるべきである」と明文で規定する。

²⁸ ディーセント・ワークとインフォーマル経済に関する決定パラグラフ 3、国際労働機関総会第 90 会期。

社会に基礎をおく保険のような非公式な社会保障スキームにアクセスすることを妨げる障害を取り除くこと、(b) 徐々に増大するリスク及び不測の事態の保障範囲の最低限レベルを確保すること、(c) 小規模保険、及びその他のスキームに関するマイクロクレジットのようなインフォーマル経済内部で発展した社会保障スキームを尊重し及びサポートすること、が含まれ得る。委員会は、大規模なインフォーマル経済を有する締約国の多くにおいて、あらゆる人々をカバーする皆年金計画及び皆医療保険スキームといった計画が採択されてきたことに注目する。

5. 先住民族及び少数者

35. 締約国は先住民族及び民族的、言語的少数者が、直接又は間接的な差別により、とりわけ不合理な資格条件の強制又は情報への十分なアクセスの欠如によって、社会保障システムから除外されないことに最新の注意を払うべきである。

6. 国民でない者（移民労働者、難民、政治亡命者及び無国籍者を含む）

36. 第2条2項は国籍に基づいた差別を禁止していながら、委員会は規約が明白な管轄上の制限を含めていないことに注目する。移民労働者を含め、国民でない者が社会保障スキームに拠出した場合、彼らはその国を離れたとしても拠出から給付を受けられる又は給付を取り戻すことが可能であるべきである²⁹。移民労働者の給付金受給も、職場の変更によって影響を受けるべきでない。

37. 国民でない者は、所得補助、医療及び家族支援への負担可能なアクセスのための無拠出制スキームにアクセスが可能であるべきである。受給期間を含め、いかなる制限もつりあいの取れたかつ合理的なものでなければならない。あらゆる人は、自らの国籍、滞在許可又は移民の地位に関わらず、一次の及び緊急の医療を受ける権利がある。

38. 難民、無国籍者及び庇護申請者、ならびにその他の不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団は、国際基準にしたがった医療及び家族支援への合理的なアクセスを含めて、拠出を伴わない社会保障スキームへのアクセスにおいて平等な待遇を享受すべきである³⁰。

²⁹ 越境移動と開発に関する事務総長報告 (A/60/871)、パラグラフ 98 を参照。

³⁰ 難民の地位に関する条約第 23 条及び第 24 条、ならびに無国籍者の地位に関する条約第 23 条及び第 24 条。

7. 国内避難民及び国内移住者

39. 国内避難民は、社会保障に対する権利においていかなる差別も受けるべきでなく、及び締約国はスキームへの平等なアクセスを確保するために、避難している場所で、例えば、あてはまるならば居住要件を免除する、及び給付又は他の関連するサービスの支給を斟酌するなど、積極的な措置をとるべきである。国内での移住者は、居住地から社会保障にアクセス可能であるべきであり、及び住民登録制度は別の場所に移動した個人が登録を済ませていない場合に社会保障へのアクセスを制限するべきではない。

III. 締約国の義務

A. 一般的な法的義務

40. 規約は漸進的実現を規定し利用可能な資源の限界による制約を認めているが、規約はまた、締約国に対して、即時的効果を持つさまざまな義務も課している。締約国は社会保障に対する権利に関して、この権利がいかなる類の差別もなく行使されることの保障（第2条2項）、男女の平等な権利を確保すること（第3条）ならびに第11条1項及び第12条の完全な実現に向けて措置をとる義務（第2条1項）といった即時的な義務を負っている。このような措置は、意図的、具体的かつ社会保障に対する権利の完全な実現を目標としたものでなければならない。

41. 委員会は、社会保障に対する権利の実現は、締約国にとって重要な財政的意味合いをもつことを認めるが、人間の尊厳にとっての社会保障の、及び締約国がこの権利を法的に承認することの根本的な重要性は、権利が法及び政策において適切な優先順位を与えられるべきであることを意味することに注目する。締約国は、社会保障に対する権利の完全な実施のための国家戦略を進展させるべきであり、かつ、国家レベルで十分な財政上の及びその他の資源を配分すべきである。締約国は、必要ならば規約第2条1項に沿った国際的な協力及び技術上の援助を利用すべきである。

42. 社会保障に対する権利に関連してとられた後退的な措置は、規約に基づいて禁じられているとの強い推定が働く。いかなる意図的な後退的措置がとられる場合にも、締約国は、それがすべての選択肢を最大限慎重に検討した後に導入されたものであること、及び締約国の利用可能な最大限の資源の完全な利用に照らして、規約に規定された権利全体との関連によってそれが正当化されること、を証明する責任を負う。委員会は、(a) 行為を正当化する理由があるか否か、(b) 選択肢が包括的に検討されたか否か、(c) 提案されている

措置及び選択肢を検討する際に、影響を受ける集団の真の意味での参加があったか否か、(d) 措置が直接的又は間接的に差別的であったか否か、(e) 措置が、社会保障に対する権利の実現に持続的な影響力を及ぼすか、既得の社会保障権に不合理な影響を及ぼすか、もしくは個人又は集団が社会保障の最低限不可欠なレベルへのアクセスを奪われているか否か、(f) 国家レベルで措置の独立した再検討がなされているか、を注視することになる。

B. 具体的な法的義務

43. 社会保障に対する権利はすべての人権同様に、締約国に対し3つの型の義務を課す。すなわち、尊重の義務、保護の義務及び充足の義務である。

1. 尊重の義務

44. 尊重の義務は、締約国に社会保障に対する権利の享受に直接又は間接的に干渉することを控えることを求める。この義務には、とりわけ、十分な社会保障への平等なアクセスを、たとえば否定し又は制限するいかなる慣行又は活動に関わることを控えること、社会保障に対する自助の又は慣習的伝統的な取り決め、恣意的又は不合理に干渉することを控えること、個人又は企業体が社会保障を提供するために設立した組織に、恣意的又は不合理に干渉することを控えることが含まれる。

2. 保護の義務

45. 保護の義務は、締約国に第三者がいかなる方法でも社会保障に対する権利の享受に干渉することを防止することを求める。第三者には、個人、集団、企業及びその他の団体、ならびに当局の権限下で活動する機関が含まれる。この義務には、とりわけ、例えば、第三者が、彼ら又はその他の人が運営している社会保障スキームへの平等なアクセスを否定すること及び不合理な資格条件を課すこと、社会保障に対する権利と合致する自助の又は慣習的伝統的な社会保障に対する取り決め恣意的もしくは不合理に干渉すること、及び雇用者あるいはその他の受益者が社会保障システムに法的に必要とされる拠出金を支払わないこと、を防止するために必要かつ実効的な立法上及びその他の措置をとることが含まれる。

46. 社会保障スキームが、拠出制であろうと無拠出制であろうと、第三者によって運営又は管理される場合には、締約国は国家の社会保障システムを管理し、かつ、民間主体が平等、適切で、負担が可能な、及びアクセスが可能な社会保障を損なわないように確保する責任を保持する。かような乱用を防止するために、枠組立法、独立した監視、真の国民参

加、及び不遵守に対して罰則を課すことを含めた実効的な規制システムが設立されなければならない。

3. 充足の義務

47. 充足の義務は、締約国が、社会保障に対する権利の完全な実現のための社会保障スキームの実施を含め、必要な措置を採用することを求める。充足の義務は、助長(facilitate)の義務、促進の義務、提供(provide)の義務に細分化できる。

48. 助長の義務は、締約国が、個人及び共同体が社会保障に対する権利を享受することを支援するために積極的な措置をとることを求める。この義務には、とりわけ国内の政治的及び法的システム内でのこの権利の十分な認識にしたがい、この権利を実現するための国家社会保障戦略および行動計画を³¹できれば立法上の実施として採択すること、社会保障システムが、すべての人にとって十分かつアクセス可能であること、ならびに社会的リスク及び不測の事態をカバーすることを確保することが含まれる³²。

49. 促進する義務は、締約国が、特に農村及び都市部の貧しい地域、又は言語的及びその他少数民族に、社会保障スキームへのアクセスに関する適切な教育及び社会認識が存在することを確保するための措置をとることを求める。

50. 締約国はまた、個人又は集団が、自らの力が及ばないと考えるのがもっともな理由で、現行の社会保障システムの範囲内で、自ら用いる手段によってこの権利を実現することができない場合には、社会保障に対する権利を供給することが義務づけられる。締約国は、自らの保護のために十分な拠出をすることができない個人及び集団に支援を提供するための、拠出を要件としないスキーム又はその他の社会扶助の措置を創設することが必要となる。社会保障システムが、例えば自然災害、武力紛争及び農作物の凶作の最中ならびに事後などの緊急時に対処できることを確保することに、特別の注意が向けられるべきである。

51. 社会保障スキームが、税収及び/又は受益者からの拠出のどちらからでも、社会保障の財源を確保する限られた能力しかなくとも、不利な条件におかれかつ周縁化された集団をカバーすることは重要である。社会保障へのアクセスを持たない人々を即時にカバーするため、目的はそうした人々を通常の社会保障スキームに統合することであるべきだが、低コストでかつ既存のものに変わるスキームが作り出されることもあり得る。インフォーマ

³¹ 後出パラグラフ 59(d)及び 68～70 を参照。

³² 前出パラグラフ 12～21 を参照。

ル経済にいる人々、又は、社会保障へのアクセスから排除されたその他の人々を漸進的に包含するために、政策及び法的枠組を採択することもできよう。

4. 国際的な義務

52. 規約第2条1項、第11条1項、及び第23条は、締約国に、国際的な協力及び援助の重要な役割を認識し、かつ社会保障に対する権利を含め、規約に記された権利の完全な実施を達成するための共同及び個別の行動をとることを求める。

53. 社会保障に対する権利に関連する自らの国際的な義務にしたがうために、締約国は、他国における社会保障に対する権利の享受に、直接又は間接的に干渉するような行動を差し控えることにより、権利の享受を尊重しなければならない。

54. 締約国は、自国民及び国の団体が、他国で社会保障に対する権利に違反することを防止することにより、社会保障に対する権利を領域外で保護すべきである。締約国は権利を尊重するために、自国の管轄内で、法的及び政治的手段を通じて第三者（非国家主体）に影響を及ぼすための行動をとることができる場合には、このような措置は国連憲章及び適用可能な国際法にしたがってとられるべきである。

55. 資源の利用可能性に応じ、締約国は、例えば経済的及び技術的援助の提供を通じて、他国での社会保障に対する権利の実現を促進すべきである。国際的な援助は、規約及びその他の人権基準と整合性を保った、かつ、持続可能で文化的に適切な方法で提供されるべきである。経済的な先進国は、この点において途上国を援助する特別の責任及び利害関係を有している。

56. 締約国は、国際協定において社会保障に対する権利に正当な注意が払われることを確保すべきであり、かつ、そのために更なる法律文書の進展が検討されるべきである。委員会は、移民労働者に対する拠出型の社会保障スキームを調整する又は調和化するための、互恵的な二国間及び多国間の国際協定又はその他の文書を創設する重要性に注目する。別の国で暫定的に働いている人々は自国の社会保障スキームによってカバーされるべきである。

57. 国際及び地域的協定の締結及び実施に関しては、締約国は、これらの文書が社会保障に対する権利に有害な影響をもたらさないよう確保するために行動をとるべきである。貿易自由化に関する協定は締約国が社会保障に対する権利の完全な実現を確保するための能力を制限すべきでない。

58. 締約国は、国際機関への加盟国としての自らの行動が、社会保障に対する権利を十分に考慮に入れたものであることを確保すべきである。したがって、国際金融機関、とりわけ国際通貨基金、世界銀行、及び地域開発銀行の参加国である締約国は、それらの融資政策、信用取極め及びその他の国際的な措置の中で、社会保障に対する権利を考慮に入れることを確保するために行動をとるべきである。締約国は、国際及び地域的な金融機関の政策及び実行、とくに構造調整、及び社会保障システムの設計及び実施における金融機関の役割に関する政策及び実行が、社会保障に対する権利を促進し、かつ権利に介入しないことを確保すべきである。

5. 中核的義務

59. 締約国は少なくとも、規約に明確に述べられた各権利の必要最低限の水準を満たすことを確保する中核的義務を有する³³。これは締約国に以下のことを求める。

(a) あらゆる個人及び家族が、少なくとも、不可欠な医療³⁴、基礎的な居所及び住宅、水及び衛生設備、食品及び最も基本的な教育を入手することを可能にする彼らに対する給付の必要最低限のレベルを規定した、社会保障スキームへのアクセスを確保すること。締約国が、その最大限に利用可能な資源の範囲内で、あらゆるリスク及び不測の事態に対してこの最低限のレベルを提供できないときは、委員会は、締約国が幅広い協議プロセスの後に、社会リスク及び不測の事態の核となるグループを選定することを奨励する。

(b) 特に不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団に対して、無差別に基づいた社会保障システム又はスキームへアクセスする権利を確保すること³⁵。

(c) 現行の社会保障スキームを尊重し、及びそれを不当な干渉から保護すること³⁶。

³³ 国家の義務の性質（規約第2条1項）に関する一般的意見第3（1990年）を参照。

³⁴ 到達可能な最高水準の健康についての権利（第12条）に関する一般的意見第14（2000年）パラグラフ43及び44をあわせ読むこと。これには、保健施設、物資、サービスへの無差別的なアクセス、必須医薬品の提供、生殖に関する、母体の（産前ならびに産後の）、及び子どもの医療へのアクセス、ならびに地域で起こっている主な伝染病に対する予防接種が含まれる。

³⁵ 前出パラグラフ29～31を参照。

³⁶ 前出パラグラフ44～46を参照。

(d) 国家の社会保障戦略及び行動計画を採択し、及び実施すること³⁷。

(e) 特に不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団を保護する社会保障スキームを実施するために、目標を定めた措置をとること³⁸。

(f) 社会保障に対する権利の実現の程度を監視すること³⁹。

60. 締約国が少なくともその最低限の中核的義務を満たせないことを利用可能な資源の不足に帰すことができるためには、その国は、これらの最低限の義務を優先事項として充足するためにその用いるすべての資源を利用するために、あらゆる努力がなされたことを証明しなければならない⁴⁰。

61. 委員会はまた、途上国がその中核的義務を充足することができるために、援助する立場にいる締約国及びその他の主体に、特に経済及び技術上の、国際的な援助及び協力を提供することが、ことさら義務としてかかることも強調したい。

IV. 違反

62. 締約国は、一般的及び具体的な義務の遵守を証明するために、自らの最大限利用可能な資源の中で社会保障に対する権利の実現に向けて必要な行動を取ってきたこと、及び権利が差別なく、かつ男女平等に（規約第2条及び3条）享有されることを保障してきたことを示さなければならない。国際法に基づいて、このような行動を信義に従い誠実にとらないことは規約の違反となる⁴¹。

63. 締約国が行動を取る義務を遵守したかを評価するにおいて、委員会は、履行は関係する権利の達成に対して妥当であるか又はつりあいをとれているか、人権及び民主主義の原則が遵守されているか、及び監視及び説明責任の十分な枠組を条件としているか、に注目する。

³⁷ 後出パラグラフ 68～70 を参照。

³⁸ 例として前出パラグラフ 31～39 を参照。

³⁹ 後出パラグラフ 74 を参照。

⁴⁰ 一般的意見第3、パラグラフ10を参照。

⁴¹ 条約法に関するウィーン条約、第26条を参照。

64. 社会保障に対する権利の侵害は、作為、すなわち締約国、又は国家により十分に規制されていないその他の主体の直接的な行為によって起こり得る。侵害には例えば、上記パラグラフ 42 で述べた中核的義務と相容れない後退的措置を故意に採用すること、社会保障に対する権利の継続的な享受のために必要な法令を公式に廃止もしくは停止すること、第三者により採用された社会保障に対する権利と合致しない措置を積極的に支持すること、不利な条件におかれかつ周縁化された個人に対する社会扶助給付の条件に居住場所によって異なる資格を創設すること、女性又は特定の個人又は集団の権利を積極的に否定すること、が含まれる。

65. 不作為を介した違反は、締約国が、社会保障に対する権利を実現するための十分なかつ適切な行動をとらない場合に生じ得る。社会保障に照らして、このような違反の例には、社会保障に対するすべての者の権利の完全な実現に向けて適切な行動をとらないこと、関連する法を施行しないこと又は社会保障に対する権利を履行するために策定された効果的な政策を実施しないこと、国家の年金スキームの財政的な持続可能性を確保しないこと、社会保障に対する権利と明らかに合致しない法案を修正又は廃止しないこと、社会保障に対する権利を個人又は集団の活動が侵害することを防止するために当該活動を規制しないこと、規約によって保障された権利の即時の実現を可能にするために締約国が除去する義務をもつ障害を迅速に除去しないこと、中核的義務を果たさないこと（上記パラグラフ 59 参照）、締約国が、他の国家、国際機関又は多国籍企業と二者又は多角的協定を締結する際に規約上の義務を考慮に入れないこと、が含まれる。

V. 国内レベルでの実施

66. 規約上の義務の実施においては、規約第 2 条 1 項にしたがい、締約国は「立法措置その他のすべての適当な方法」を活用することが求められる。すべての締約国は、具体的な状況でどの措置がもっともふさわしいかを判断するにあたって裁量の余地を有している⁴²。しかしながら、規約は明らかに、すべての者ができるだけ早期に社会保障に対する権利を享受することを確保するために必要な何らかの行動をとる義務を各締約国に課している。

A. 法令、戦略及び政策

67. 締約国は、社会保障に対する権利に関する具体的な義務が実施されるであろうことを

⁴² 委員会によるステートメント：規約の選択議定書の下で「利用可能な資源の最大限」まで行動をとる義務の評価（E/C.12/2007/1）を参照。

確保するために法令、戦略、政策及び計画といったあらゆる適切な措置をとることが義務づけられている。現行の法案、戦略及び政策は、社会保障に対する権利から生ずる義務に合致することを確保するために再検討されるべきであり、規約上の要求に合致しない場合には、廃止、改正又は変更されるべきである。社会保障システムはまた持続可能性を確保するために定期的に監視されるべきである。

68. 行動をとる義務は、締約国が、機能を果たしている包括的な社会保障システムを有していること、及び締約国がそのシステムが社会保障に対する権利に合致していることを確保するため定期的に再検討を行っていることを明確に示さない限りは、社会保障に対する権利を実現するための国家戦略及び行動計画を採択する義務を、締約国に明確に課している。戦略及び行動計画は以下の状況で合理的に考えられ、男女平等の権利、及びもっとも不利な条件におかれかつ周縁化された集団の権利を考慮に入れ、人権法及び人権原則に基づき、社会保障に対する権利のあらゆる側面をカバーし、永続的に監視されるべき関連する指標及び基準と共に、達成されるべき目標又は目的、及び達成に対する期間を設定し、財政及び人的資源を得るためのメカニズムを含む。社会保障に対する権利に関する国家戦略を組立てかつ実施する際には、締約国は、可能であれば、国連専門機関の技術的な援助及び協力を利用するべきである（下記第VI部参照）。

69. 国家の社会保障戦略及び行動計画の構成及び実施は、とりわけ無差別、ジェンダーの平等及び人々の参加の原則を尊重すべきである。個人及び集団が、社会保障に対する権利の行使に影響を及ぼすであろう意思決定プロセスに参加する権利は、社会保障に関する政策、計画及び戦略の不可欠な部分であるべきである。

70. 国家の社会保障戦略及び行動計画、ならびにその実施は、説明責任及び透明性の原則にも基づくべきである。司法の独立、及び良い統治(good governance)も、すべての人権の効果的な実施に極めて重要である。

71. 社会保障に対する権利の実現にとって好ましい環境を作り出すために、締約国は、民間企業部門及び市民社会が自らの活動を続ける際に、権利の重要性を認識し及び考慮することを確保するために、行動をとるべきである。

72. 締約国は社会保障に対する権利の実施のための枠組み立法を採択することは好都合であることに気づくだろう。このような法案には、(a) 達成すべき目標又は目的、及び達成のための期間、(b) 目的が達成され得る方法、(c) 市民社会、民間部門、及び国際機関との計画された協働、(d) プロセスに対する制度的な責任、(e) 監視のための国内メカニズム、(f) 救済及び求償手続、が含まれよう。

B. 分散化と社会保障に対する権利

73. 社会保障に対する権利の実施に対する責任が、地方又は地域の機関、又は連邦機関の憲法に定められた権限に基づいて委譲された場合でも、締約国は規約に従った義務を保持し、したがってこれらの地方又は地域の機関が、必要な社会保障サービス及び施設、ならびにシステムの効果的な実施を、実効的に監視することを確保すべきである。締約国はさらに、このような機関が、直接的であろうと又は間接的であろうと、差別的理由に基づいて給付及びサービスへのアクセスを拒絶しないことを確保しなければならない。

C. 監視、指標及び基準

74. 締約国は社会保障に対する権利の実現を実効的に監視する義務があり、及びそのような目的のために必要なメカニズム又は制度を創設すべきである。社会保障に対する権利の実現に向けた進展を監視するにおいては、締約国は自らの義務の実施に影響する要素及び問題点を明らかにすべきである。

75. 監視プロセスを支援するために、第 9 条の下に基づく締約国の義務が国内及び国際レベルで監視されるために、国家戦略及び行動計画の中で、社会保障に対する権利の指標が、明らかにされるべきである。指標は社会保障の異なる要素（適格性、社会リスク及び不測の事態の保障範囲、負担可能性及びアクセス可能性）を扱うべきであり、差別の禁止事由に基づいて細分化され、かつ締約国の領域管轄権内又は国家の管理下に暮らすすべての人々をカバーするものであるべきである。締約国は、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、及び国際社会保障協会（ISSA）が継続して行っている作業から適切な指標に関する手引きを得ることができよう。

76. 社会保障に対する権利の適切な指標が明らかになったら、締約国は、各指標に関して適切な国内基準を設定することが求められる。定期的な報告手続の間、委員会は締約国とともに「スコーピング(訳注:検討範囲の絞込み)」を行なうプロセスにかかわることになる。このスコーピングは、締約国と委員会による指標及び国内的な基準の共同の検討を必然的に含み、ひいてはそれが、次の報告期間までに達成されるべき目標を提供する。報告後の 5 年の間、締約国は社会保障に対する権利の実施の監視を助けるために国内的基準を用いることになる。それから先は、後に続く報告プロセスにおいて、締約国と委員会は、その基準が達成されたか否か、また直面した問題点があればその理由を検討することになる⁴³。さ

⁴³ 到達可能な最高水準の健康についての権利(第 12 条)に関する一般的意見第 14、パラグラフ 58 を参照。

らに、基準の設定及び報告の準備の際、締約国はデータの収集及び細分化に関して、国連の専門機関及び計画の広範な情報及び助言サービスを利用すべきである。

D. 救済措置及び説明責任

77. 自らの社会保障に対する権利の侵害を経験したいかなる個人又は集団も、国内及び国際的レベルの双方で、効果的な司法的又はその他の適切な救済措置へのアクセスを有すべきである⁴⁴。社会保障に対する権利の侵害のあらゆる被害者は、原状回復、金銭賠償、サティスファクション、又は再発防止の保証を含めた、十分な賠償を受ける権利を有すべきである。国内のオンブズパーソン、人権委員会及び類似した国内人権機関は、権利の侵害に対処することが認められるべきである。救済を得るための司法支援は、最大限利用可能な資源の範囲内で提供されるべきである。

78. 締約国又は他の第三者によって、社会保障に対する個人の権利に干渉するような何らかの措置がとられる前に、関連する機関は、このような措置が法によって保証された、規約に合致する方法でなされることを確保しなければならず、かつこれには (a) 影響を受ける人々との真正な協議の機会、(b) 法案に関する時宜を得たかつ完全な情報開示、(c) 提案方策への合理的な関心、(d) 影響を受ける人々のための法的手段及び救済措置、及び (e) 法的救済を得るための法的支援、が含まれる。このような措置が社会保障スキームに拠出する人の能力に基づくものである場合、その支払い能力が考慮されなければならない。個人は、差別的な理由で、又はパラグラフ 59 (a) に述べられた必要最小限の給付を決して奪われるべきでない。

79. 社会保障に対する権利を認めた国際文書を国内法秩序に編入することは、救済の方法の範囲と実効性を大いに高めることができるものであり、奨励されるべきである。編入により裁判所は、社会保障に対する権利の違反に、規約に直接言及することによって判決を下すことができる。

80. 裁判官、仲裁者、及び法律専門職にある者は、その職務の執行において社会保障に対する権利の違反に、より大きな注意を払うよう、締約国により奨励されるべきである。

81. 締約国は、人権擁護者及びその他市民社会の構成員の活動を、不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団を社会保障に対する権利の実現において支援する目的で、尊重、保護、助長、及び促進すべきである。

⁴⁴ 規約の国内適用に関する一般的意見第 9、パラグラフ 4 を参照。

VI. 国家以外の主体の義務

82. ILO、WHO、国連食料農業機関、国連児童基金、国連人間居住計画、国連開発計画、及び ISSA といった社会保障に関係する国連専門機関及びその他の国際機関、ならびに世界貿易機関のような貿易に関する国際機関は、社会保障に対する権利の実施に関してそれぞれの専門知識に基づきながら、締約国と効果的に協力すべきである。

83. 国際金融機関、とりわけ国際通貨基金及び世界銀行は、自らの融資政策、信用取極、構造調整計画及び同様のプロジェクトにおいて、社会保障に対する権利の享受が、特に不利な条件におかれかつ周縁化された個人及び集団によって促進され、かつ損なわれることのないよう、社会保障に対する権利を考慮に入れるべきである⁴⁵。

84. 締約国の報告、及び社会保障に対する権利を実現する義務を果たす締約国の能力を検討する際、委員会は、他のすべての主体から提供された援助の効果を検討することになる。国際組織の計画及び政策の中に人権法及び人権原則を組み入れることは、社会保障に対する権利の実現に大きく資するであろう。

訳・川本紀美子（作新学院大学非常勤）

⁴⁵ 国際的な技術援助措置（規約第 22 条）に関する一般的意見第 2（1990 年）を参照。